



## 目的達成業務届出書

西企営第160号  
2019年1月30日

総務大臣  
石田 真敏 殿

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおかふおおさかしちゅうおうくばんぱちょう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしつっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第四項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、別紙のとおり届け出致します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

西日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）の受付窓口において、光コラボレーション事業者（※）のFTTHアクセスサービス（以下「コラボ光サービス」という。）の取次業務を実施する。

（※）「光コラボレーション事業者」とは、当社が提供するFTTHアクセスサービスの卸電気通信役務を利用して、一般ユーザ向けにFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

(2) 業務の類型

光コラボレーション事業者が提供するコラボ光サービスの取次業務

(3) 主な業務の実施方法

一般ユーザからの要望に応じて、当社と受委託契約を締結した光コラボレーション事業者のコラボ光サービスの説明・提案、取次票の作成・送付等の業務を実施する。

(4) 契約関係

本届出を踏まえて、当社と光コラボレーション事業者との間で受委託契約を締結する。

2. 業務の開始の日

2019年2月7日(予定)

### 3. 業務の収支の見込み

(単位：百万円)



(注) 前提条件

- ①収入は、取次数等の見込みに、料金を乗じて算出した。
- ②支出は、取次数等の見込みに、業務実施に係る所要経費を乗じて算出した。
- ③2018年度は2カ月で算出した。

### 4. 業務を営む理由

当社は、営業所窓口・外販時等において、他の電気通信事業者（株式会社NTTドコモを除く。）の商品及び電気通信事業者以外の会社の情報通信関連商品の販売・取次業務について、従来より、目的達成業務として実施してきたところである。

現在、当社は受付窓口・外販時等において、お客様からの当社の各種商品に関する申込受付、問い合わせ対応等を一元的に実施している。光コラボレーション事業者によるコラボ光サービスの提供開始以降、お客様より、特に受付窓口に対し、光コラボレーション事業者のコラボ光サービスに関する問い合わせ・申込要望等がある。そのため、当社がコラボ光サービスについても、取次業務を行う商品として取り扱うこととする。

当社は、コラボ光サービスの取次業務の実施を通じて、当社のFTTHアクセスサービスの利用を増大し、ひいては地域電気通信事業の目的を達成する考えである。

なお、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることのないよう、取次を希望する全ての光コラボレーション事業者に対し同一の条件（注）にて取り扱うこととする。

（注）『同一の条件』については、平成11年7月1日付認可の当社目的達成業務と同様に、収支が相償わない場合や、自社商品と競合する場合を除き、他社に対して、次の『1 対価算定の考え方』を一律に採用するとともに、他社から同種の商品の取次業務を受託することとなった場合には、次の『2 同種の商品の取次業務を受託した場合の取

り扱い方法』により本業務を実施していくことをいう。

## 1 対価算定の考え方

### ①取次手数料

取次手数料は、1件あたりの取次手数料単金に、取次件数を乗じて算定する額とする。

### ②取次手数料単金

取次手数料単金は、社員1人1分あたりの作業単金に、当該受託商品の取次に係る作業時分を乗じて算定する額を基本とする。

(注1)「社員1人1分あたりの作業単金」は、接続約款に規定している他事業者との取引に使用している作業単金をベースとした他事業者に共通の単金とする。

(注2) 本件の実施にかかる取次手数料単金については、サービス卸ガイドラインの考え方に基づき、全ての光コラボレーション事業者で同一の額とする。

## 2 同種の商品の取次業務を受託した場合の取り扱い方法

複数の委託者から同種の取次業務を受託することとなった場合には、各委託者の商品を公平に取り扱う。具体的には、一般ユーザから提供会社名・商品名を指定しない申込を受けた際には、受託している商品の中から一般ユーザの要望に合う商品を並列的に説明・提案を行う。

以上